

平成 25 年 7 月 3 日

中央保育園保護者の会 様

福岡市こども未来局長 吉村 展子
こども未来局子育て支援部長 武藤 一之

貴会より平成 25 年 6 月 18 日付けで提出されました公開質問状につきまして、下記のとおり回答いたします。

公開質問状に対する回答書

土地の選定から購入について

【Q】 福岡市及びこども未来局の用地選定から見積もり、購入までの方法と流れを地権者との交渉や議会に通した流れなど、「〇月〇日に〇をした」という日時も記載した上でご回答ください。

【A】 平成 23 年 5 月頃 ・中央保育園の単独移転の検討。現地近隣での移転候補先を調査。
平成 23 年 7 月 26 日 ・市政運営会議で中央保育園の単独移転について方針決定。
平成 23 年 9 月 14 日 ・9 月議会第 2 委員会で中央保育園の単独移転について報告。
平成 23 年 9 月 ・運営法人である社会福祉法人福岡市保育協会に移転改築事業の実施を打診。
平成 23 年 11 月 1 日 ・社会福祉法人福岡市保育協会より事業実施を行う旨の回答を受ける。
・当該法人からの事業実施の要望を受け、当該用地の土地所有者と土地売買の協議を開始。
平成 24 年 4 月 ・移転候補地の土地所有者と土地売買について概ね合意に至る。
平成 24 年 6 月 26 日 ・6 月議会第 2 委員会で移転候補地について報告。
平成 24 年 6 月 29 日 ・不動産価格評定委員会において、移転予定地についての評価額決定。
平成 25 年 3 月 19 日 ・移転予定地の土地所有者に対して、土地売買内容提示書交付。
平成 25 年 3 月 26 日 ・土地購入に係る予算について、議会にて承認される。
平成 25 年 4 月 19 日 ・移転予定地の土地所有者と土地売買契約締結。

【Q】 福岡市として用地取得に関して通常、議会に出す前に、やっておくことや決まりなどの方法や流れなど、通常のやり方についてご回答ください。

【A】 物件調査 → 不動産価格評定員委員会 → 土地購入費用の予算要求

【Q】 土地購入において土地を選定するという事は、議会で決定がなされると言うのが前提であるだろうから、予算や試算が必要と思われる。今回の用地選定には、どのような予算や試算をしたのか。「〇月〇日に〇をした。」という日時も記載した上でご回答ください。

- 【A】 平成 24 年 6 月 29 日 福岡市不動産価格評定委員会において当該用地の評定額決定。
※ 評定額 618,000 円/㎡
→ 評定額から算出される土地価格 907,619,520 円
当該価格に基づき、平成 25 年度の予算要求。
※ 予算要求額 907,620,000 円
→ 平成 25 年 3 月 26 日 土地購入に係る予算について議会で承認される。
- 【Q】 土地購入における、「買える。買えない。」という判断をするためには地権者の合意がいるはずであるから、その事実を〇月〇日に〇という交渉という形にて時系列でご回答ください。
- 【A】 平成 23 年 11 月 1 日 土地所有者と土地売買に係る協議を開始。
平成 24 年 4 月 土地所有者と土地売買について、概ね合意に至る。
平成 25 年 3 月 19 日 土地所有者に対して、土地売買契約に関する最終条件書交付。
平成 25 年 4 月 19 日 土地所有者と土地売買契約締結。
- 【Q】 現在のパチンコ店の土地は土地選定中の平成 23 年 5 月時点では駐車場だった。国体道路沿いで 1900 ㎡もある広さも地価的にも高い土地を候補地としながら、角地でもあるこの駐車場（現在のパチンコ店の土地）をなぜ候補地としなかったのか。その理由をご回答ください。
- 【A】 移転先と隣接した土地で、角地で高額であると判断したためです。
- 【Q】 2012 年 3 月 15 日公表分の福岡市標識設置報告書では、(株)ロッキーコーポレーション（粕屋郡粕屋町仲原、木村光伸社長）が中央区今泉 1 丁目に建設する地上 7 階、地下 1 階建て遊戯場、駐車場「福北ビル（仮称）」の 7893 ㎡。という標識を出しているが、なぜパチンコ店が建設されることがわかっていて予定地としたのか。
- 【A】 移転予定地の選定については、早期の入所児童の安全確保や天神地区における恒常的に高い保育需要に対応するため、「早期取得の可能性」、「定員拡充の可能性」で候補地を選定し、地権者と交渉の上、当該用地を移転予定地としたものです。
- 【Q】 パチンコ店はこれから、保育園を建てようとする土地の横の話であり、多額の税金が使われるのに、知らなかったと言えば職務怠慢ではないのか。その回答と根拠理由は何か。
- 【A】 パチンコ店の建設については、平成 24 年 5 月頃に把握しました。
- 【Q】 平成 24 年 6 月 26 日の第 2 委員会には、ラブホテルやパチンコ店など周辺環境が記載されていないたった一枚の移転資料を提出し承認を得ているが、パチンコ店建設の標識設置から 3 ヶ月も経過しているのに、なぜ変更を考えなかったのか。つまり、パチンコ店が建つことを踏まえて土地取得や移転計画がされていたという事になるが、どう思うのか。
- 【A】 早期の入所児童の安全確保や天神地区における恒常的に高い保育需要に対応するため、「早期の取得の可能性」や「定員拡充の可能性」を考慮した結果、移転候補地は当該用地しかなかったことから、地権者と交渉の上、当該用地を移転地としたものであります。

【Q】 実際パチンコ店が営業開始する前に現在の土地を購入しているのに、なぜ保育園の標識の設置を早急にしなかったのか。標識を出せばパチンコ店の営業はできないはずである。いつ、誰が保育園の標識を設置したのか。

【A】 保育園の標識設置は平成 25 年 3 月 26 日で、標識を設置したのは保育園の設計担当の風土計画であります。なお、パチンコ店の営業開始は平成 25 年 4 月 26 日であります。

【Q】 ここは、こども未来局が選定した土地なのである。我々が、どうしてもその地に保育園を建設してほしいと要望をしたのではない。保育園などに関しては厚生労働省の管轄であるが、その厚生労働省ですら、「考えられない土地の選定」と言う発言があるが、その事をどう考えているのか。

【A】 厚生労働省の見解は、待機児童解消の緊急性、当該地域での保育所用地の確保の困難性、更には風営法を含む関係法令の趣旨などを踏まえながら、各自治体において総合的に判断する事項であることとされており、福岡市としても、総合的に判断したものであります。

【Q】 法律の解釈として確かに問題ない（違法ではない）という事であるが、それは少年法等と同じであって、子供だから逮捕できない。と言う趣旨を逆手に取っているのと同列ではないか。これは、脱法行為に当たるのではないか。そう思う・思わないに関わらずその理由も合わせてご回答ください。

【A】 厚生労働省の見解は、待機児童解消の緊急性、当該地域での保育所用地の確保の困難性、更には風営法を含む関係法令の趣旨などを踏まえながら、各自治体において総合的に判断する事項であることとされており、福岡市としても、総合的に判断したものであり、脱法行為に該当しないものと考えております。

【Q】 教育上悪いと理解していて土地を選定するなどと言うことが正当な行為とと思っているのか。

【A】 厚生労働省の見解は、待機児童解消の緊急性、当該地域での保育所用地の確保の困難性、更には風営法を含む関係法令の趣旨などを踏まえながら、各自治体において総合的に判断する事項であることとされており、福岡市としても、総合的に判断したものであります。

【Q】 適地がないと言うが、本当になかったのか。実際には候補地に対してなんら打診はしていない。ましてや候補地そのものが無茶苦茶である。今回の候補地 6 箇所に関して、現在の移転予定地以外で地主に打診し交渉した候補地は何か所あるのか。

【A】 移転予定地の選定については、早期の入所児童の安全確保や天神地区における恒常的に高い保育需要に対応するため、「早期取得の可能性」、「定員拡充の可能性」で候補地を選定したものであり、6 カ所の土地所有者とは事前には交渉は行っておりません。

パチンコ店との情報のやり取りと責任について

- 【Q】 パチンコ店は換気用ダクトと言った。という説明から、火災時の排煙用という説明に変わったのはなぜか。再三確認しているのに、まさか聞き違いという事はありませんだろう。排煙用のダクトであると言った人間は誰か。その担当者、パチンコ店の担当者。双方の名前も示してください。
- 【A】 当初の回答について、一般的な駐車場の換気ダクトに利用目的について、風土計画より説明したものであり、その後、保育課にてパチンコ店の担当者に確認したところ、火災時の排煙用ダクトとの回答を受けたものであります。
- その後、パチンコ店の担当者に再度確認したところ、通常換気のための設備であると訂正の回答をいただいたものであります。
- 【Q】 上記の質問で仮に誰かが虚偽の発言をしていたのであれば、その発言の趣旨と責任についてはどう思うのか。責任は誰がどうとるべきだと考えているのか。
- 【A】 パチンコ店の担当者に再度確認したところ、通常換気のための設備であると訂正の回答をいただいたものであり、虚偽の発言とは認識しておりません。

待機児童のカウントの問題

- 【Q】 待機児童が1月をピークに増えたり減ったりする。という説明をいただいたが、実際にカウントするのはいつなのか。また、毎月カウントをしているのか。
- 【A】 待機児童数の集計については、4月1日及び10月1日時点に集計した数値を国へ報告することとなっている。福岡市では参考として、2・3月を除き、毎月集計を行っております。
- 【Q】 待機児童の定義と、未入所児童の定義はどうなっているのか。計算方法も例にあげて市民に分かるように説明してください。
- 【A】 ○未入所児童：認可保育所への入所申し込みを行い、入所資格を有するにもかかわらず、入所ができない状態にある児童。
- 待機児童：未入所児童のうち、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童を除く。
- 【Q】 上記に付帯して、なぜ、公式回答はすべて4月1日現在なのか。そして5月29日の口頭回答では1月時点の数字を回答した理由は何か。
- 【A】 特段の指定がない場合においては、待機児童数については4月1日時点の数値で回答することとしております。年度間に増加する保育需要への対応も必要であることから、ピークとなる1月時点の数値を報告したものであります。

新内浜保育園の運営について

- 【Q】 地区全体の待機児童が28名と言う場所が適地であると考えているのか。同地に開園を予定している社会福祉法人は待機児童数の把握しているのか。
- 【A】 内浜周辺については、H25.4.1時点の未入所児童81人、内待機児童28人となっ

ており、今回の計画地は姪浜駅近くに立地しており、周辺以外の利用も考えられることから、新築整備として適しているものである。

運営を予定している社会福祉法人においては、福岡市の内浜周辺における待機児童の状況を把握しており、福岡市における待機児童問題に寄与したいという意思により設置・運営者として応募されております。

【Q】 選定委員7人に支払った金額はそれぞれいくらか。また、同地の立地条件、待機児童数を選定委員会は把握していたのか。

【A】 ○選定委員会報償費 ※委員の一名は市職員であるため6名の委員へ支払い

各選定委員に対し、書類審査謝礼 9,900円（委員長：11,700円）

選定委員会出席謝礼 9,020円（委員長：10,430円）

合 計 116,730円

○選定委員会に先立つ現地調査や審議において、同地の周辺状況や待機児童数の状況について把握されております。

なぜ、中央保育園が児童館と別途として考えられ、現地から移転となったのか。

【Q】 そもそも今泉財産区は、児童福祉の施設として土地を売却したはずであるのに、なぜそこに、商業施設を入れる必要があるのか。地域の活性化とかではなく、必要性があるかという事に対してお答えください。また、必要性があると言うならば、その理由。

【A】 中央児童会館の敷地には、都市計画法上、延床面積 5,000㎡程度までの建物を建築することができるが、中央保育園が近隣に移転することに伴い余裕床が生じることから、利用者の利便性向上や市費負担の軽減、当該地の立地特性を踏まえた土地の有効活用などの様々な観点から最適な手法を検討した結果、民間活力を活用した官民協働事業により整備することを決定したものであります。

【Q】 建替え後は、中学生以上も利用できる施設とするというが、なぜ、中学生以上までの利用を想定しなければならないか。児童館という形を考えた時に、中学生以上が利用する必然性はあるのか？

【A】 「児童館ガイドライン」（平成23年3月31日雇児発331第9号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の児童館運営の目的には、「児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。」とされており、中央児童会館建替え後は、中高生までのすべての子どもの、各年代の発達段階に応じた活動の場や、乳幼児や小学生と中高生等のふれあいや、ともに活動ができる機会が必要と考えております。

青少年の健全育成という観点からも、中高生が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる「中高生の居場所」を確保し、異年齢・異世代の交流を促進することとしたものであります。

【参考】

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

平成 23 年 3 月 31 日雇児発 331 第 9 号「児童館ガイドライン」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

1 児童館運営の理念と目的

(2) 目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

【Q】 地域に活性化と言うが、現実には夜まで喧騒が絶えない地域となっているという事をご存知か。児童会館横の T U T A Y A 側などには自転車止め放題になっていたりするが、あえてそのような場所を更に活性化という方向に考えるのはなぜか。

【A】 地域に活性化ということだけでなく、利用者の利便性向上や市費負担の軽減、当該地の立地特性を踏まえた土地の有効活用などの様々な観点から、民間活力を活用した官民協働事業により整備することを決定したものであります。

川瀬さんの調査結果に対する回答について再度請う。

【Q】 全国の政令指定都市の中において、これほど馬鹿げた立地の保育園はない。という、調査結果を見て、福岡市としてどう考えるのか。前回の回答は、避難経路は今後とも確保していくという事になっているがこと、なぜ、後からそう言う事を考えなくてはならないのか。考えていたのであれば、現パチンコ店を移転候補地移転候補地として選定するはずではないのか。

【A】 厚生労働省の見解は、待機児童解消の緊急性、当該地域での保育所用地の確保の困難性、更には風営法を含む関係法令の趣旨などを踏まえながら、各自治体において総合的に判断する事項であることとされており、福岡市としても、総合的に判断したものであります。

避難経路については、児童福祉法、建築基準法、消防法など保育所建設に関する法令を遵守した施設計画がなされていることから、安全性については確保されていると考えております。

より安全性を確保するため、更に複数の経路を確保する計画としているものであります。

夜間保育を実施している舞鶴保育園の過去5年間の夜間保育の実施状況について

【Q】 舞鶴保育園夜間部の申込数、入所児童数、待機児童数のデータを開示していただきたい。

【A】 <舞鶴保育園夜間部の過去5年間の入所状況>

区分	申込数	入所児童数	待機児童数
H21.4.1	15	15	0
H22.4.1	8	8	0
H23.4.1	16	16	0
H24.4.1	15	15	0
H25.4.1	17	17	0

【Q】 夜間保育と昼間保育とでの保育園に対する補助金の額は違うのか。その金額と支払いの実績をご回答ください

【A】 夜間保育を実施する場合は、入所児童一人あたりに支給される保育所運営費に夜間加算が適用される。

<舞鶴保育園運営費(入所児童一人当たりの月額単価)>

区 分	昼間	夜間
乳児	165,350	176,690
1, 2歳児	93,670	105,010
3歳児	40,410	53,310
4, 5歳児	33,250	46,150

<舞鶴保育園運営費支払い実績>

区 分	昼 間	夜 間
H20年度	140,416,840	1,567,210
H21年度	143,982,310	1,403,840
H22年度	139,869,390	1,651,940
H23年度	143,072,010	2,225,400
H24年度	141,249,890	2,376,390

【Q】 大名小学校を保育園保育園として活用できないのか。

【A】 大名小学校につきましては、現地立て替えを検討していた時に、仮移転先として検討しておりましたが、平成23年度から平成25年度末まで舞鶴小学校の児童を受け入れているため、スケジュールが合わず活用はできませんでした。

また、本設としての活用についても、都心部の跡地利用として、様々な活用が検討されているところであり、また、平成28年度まで新舞鶴小中学校の第2運動場として暫定利用される予定で、スケジュールが合わず活用は困難であります。